

令和元年度（2019年度）第2回
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和元年（2019年）11月28日（木）午後1時30分
場 所：市役所本庁舎 第3・4委員会室

令和元年度（2019年度）第2回
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和元年（2019年）11月28日（木）午後1時30分

開催場所 本庁舎議会棟4階 第3・4委員会室

議 題

(1) 国民健康保健事業の運営について

- ア 令和2年度（2020年度）の納付金及び標準保険料率の仮算定結果について
- イ 保健事業について
- ウ 収納率向上の取組について

(2) その他

- ア 八王子社会保障推進協議会による要望書について（報告）
- イ 令和元年台風第19号における対応について

出席委員（14）

- 会 長（ 9番） 青 柳 有希子（公益代表）
- 副会長（10番） 西 山 賢（公益代表）
- 委 員（ 1番） 石 井 健 一（被保険者代表）
- 委 員（ 2番） 井 上 祐 子（被保険者代表）
- 委 員（ 3番） 橋 本 直 紀（被保険者代表）
- 委 員（ 4番） 増 田 博 一（被保険者代表）
- 委 員（ 5番） 植 木 徹（保険医又は保険薬剤師代表）
- 委 員（ 6番） 太 田 ルシヤ（保険医又は保険薬剤師代表）
- 委 員（ 7番） 氷 見 元 治（保険医又は保険薬剤師代表）
- 委 員（ 8番） 山 田 弘 志（保険医又は保険薬剤師代表）
- 委 員（11番） 岸 田 功 典（公益代表）
- 委 員（12番） 中 島 正 寿（公益代表）
- 委 員（13番） 川 崎 正 稔（被用者保険等保険者代表）
- 委 員（14番） 鈴 田 朗（被用者保険等保険者代表）

市側出席者

医療保険部長 古川 由美子

保険年金課長 横溝 秀明

保険収納課長 細田 英史

成人健診課長 大山 崇

保険年金課

庶務担当課長補佐兼主査 井上 浩延

庶務担当主査 橋本 和幸

資格課税担当課長補佐兼主査 富澤 知恵子

資格課税担当主査 小林 暁

給付担当主査 長岡 友子

給付担当主査 寺井 一美

保険収納課

滞納整理担当主査 森 孝子

換価担当主査 本間 隆志

収納推進担当主査 鈴木 悠也

成人健診課

特定保健指導担当主査 小竹 亜希子

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 0名

配布資料

《事前配付資料》

資料 国民健康保険事業の運営について

参考資料 令和2年度（2020年度）東京都予算編成に対する要望事項

《当日配付資料》

- ・Ⅲ 保健事業について（追加配付分）
- ・八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画（概要版）
- ・令和元年台風第19号における対応について（報告資料）
- ・令和元年台風第19号の被災者の皆様へ（パンフレット）
- ・東京の国保 No.651

[午後1時30分開会]

1. 開会

○横溝保険年金課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今より会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しています医療保険部保険年金課の横溝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、医療保険部長の古川からご挨拶を申し上げます。

○古川医療保険部長 皆さん、こんにちは。医療保険部長の古川でございます。本日は、公私共にお忙しい中、令和元年度（2019年度）第2回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろより国保事業をはじめ市政の各般にわたり格別なご理解とご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

さて、10月に国から令和2年度（2020年度）の納付金等の算定に係る仮係数が示されました。それを受けて、11月に、東京都による納付金、標準保険料率の算定結果が提示されたところでございます。仮係数に基づく納付金等につきましては、後ほどご説明させていただきますが、本市の現行の保険税率等と都が示した標準保険料率とを比較しますと、昨年度に引き続き乖離がある状況であり、今年度につきましては、国や都の激変緩和措置に加えまして、本市においては、一般会計からの財政支援措置を行うなど、被保険者の方の急激な保険税負担が生じないように配慮した税率等の改定をさせていただいたところでございます。

なお、令和2年度（2020年度）以降の本市の国保事業の運営に当たりましては、引き続き大変難しい舵取りが求められることが想定されています。本市としましては、一般会計からの財政支援措置を逡減していきたいと考えており、国保加入者以外の方の負担を、後年度に先送りをしないように、取組を進めていきたいと思っております。これは第3回の協議会になりますが、適切な保険税の設定について、考え方を示したいと思っております。

あわせて、安定的な国保事業運営のために欠かすことができない収納率向上の取組、それから健康寿命の延伸に向けた保健事業の一層の取組、そういったものも、今回、ご報告させていただきたいと思っております。

委員の皆様には、幅広い視点からご審議賜るようお願い申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○横溝保険年金課長 それでは、ここからは進行を会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳会長 本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。ただ今から、国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

現在、過半数の委員のご出席をいただいております。また、各選出区分から1名以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、会議録署名委員を指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名してまいります。本日の署名委員は、2番、井上委員にお願いしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いいたします。

それでは、本日の配付資料について、事務局から確認願います。

○事務局 それでは、本日の配付資料についてご説明をいたします。

事前に配付させていただいた資料「国民健康保健事業の運営について」、及び参考資料「令和2年度（2020年度）東京都予算編成に対する要望事項」、これに加えまして、本日、机上で配付させていただいている資料がございます。

まず、「Ⅲ 保健事業について（追加配付分）」というA4版で6ページのものがございます。その次に、「八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画（概要版）」という冊子がございます。その次に、「令和元年台風第19号における対応について（報告資料）」という、A4両面印刷のものがございます。その次に、「令和元年台風第19号の被災者の皆様へ（パンフレット）」をご用意しております。最後に、「東京の国保 No.651」という冊子があります。

以上で配付資料はすべてになります。資料のない方はいらっしゃいませんか。

では、資料の確認は終わらせていただきます。

2. 議題

（1）国民健康保健事業の運営について

○青柳会長 それでは、議題に入ります。議題（1）国民健康保健事業の運営についてを議題といたします。事務局から説明願います。

○横溝保険年金課長 それでは、私からは、令和2年度（2020年度）の納付金及び標

準保険料率の仮算定結果についてご説明させていただきます。資料の4ページをお開きください。

「1 仮係数による納付金等の算定結果」でございます。平成30年度(2018年度)に施行されました新たな国民健康保険制度、いわゆる都道府県単位の広域化、こちらにおきまして、東京都は市の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金を全額支払う役割を担うものとなりました。その財源といたしまして、国や都の法定の公費負担等を充てるほか、国から示される係数等を用いて納付金を納めるために必要な標準保険料率を示し、市が納める納付金を算定し、徴収するものとされました。

(1)はその仮係数に基づいて算出された、本市が都に支払う納付金額になります。平成30年度(2018年度)から広域化となった国保制度においては、先にお話ししたように納付金を納めてまいりました。この納付金に余剰が生じた場合は、2年後に精算することになっており、令和2年度(2020年度)につきましては、この精算が初めて発生する年度になります。精算するか否かは選択できるものではなく、発生した場合には必ず加減算していくものでございますけれども、我々といたしましては、精算を反映したもので翌年度の保険税率等を判断するだけでなく、精算がない本来の姿でも数字を押さえておく必要があると考え、両方の数値を掲載させていただいております。

この表の上段が、本市が都に支払うべき納付金となります。ここから、国から交付される保険者努力支援の交付金等を引いたものが、我々が保険税として純粋に集めるべき保険税総額、中段になります。下段の標準的な収納率につきましては、都が示すもので直近の本市決算における収納率が採用されてございます。

続きまして、「(2) 仮係数による標準保険料率」でございます。ここでは、前ページと同様に、令和2年度の仮係数による標準保険料率を2段で、精算ありとなしで表示をさせていただいております。精算あり(A)での保険料率をご覧くださいますと、令和元年度の本市の保険税率(B)との差を下段に記載してございますが、都が示す所得割率と均等割額については、それぞれ2.45%、1万6,484円の差が生じております。

6ページをお開きください。保険税率等のシミュレーションでございます。国や都の激変緩和措置期間である平成30年度から令和5年度までの6年間で、一般会計からの財政支援措置が終了するよう、保険税率等のシミュレーションを行っております。「(1) 納付金」では、令和2年度の予算要求額として、171億2,410万4,000円を見込んでございます。「(2)の保険税収入額」では、令和2年度は122億3,273万円を見込んで

でおります。

引き続き、7ページになります。「(3) 保険税率等」では、医療給付費分といたしまして、所得割0.3%増の6.1%、均等割2,000円増の3万3,000円、後期高齢者支援金分といたしまして、所得割0.1%増の2.0%、均等割500円増の1万2,500円、介護納付金分といたしまして、所得割0.1%増の1.8%、均等割500円増の1万3,500円とそれぞれ見込んでございます。

「(4) 決算補填目的に係る法定外繰入金」では、税率改定してもなお不足する財源について、一般会計からの財政支援措置として、令和2年度は22億5,954万4,000円を見込んでございます。

8ページ、9ページをご覧くださいでしょうか。先ほどのシミュレーションに基づきまして、モデル世帯の保険税の課税例を給与収入、公的年金収入と2つに分けて掲載しております。ご覧いただくとわかるとおり、それぞれ色づけされている部分が均等割額の軽減対象になっている所得階層です。また、それぞれの下段表は所得階層別の世帯数になってございます。この表から概ね半分くらいの世帯で均等割の軽減措置を受けている状況が見て取れると思います。

続きまして、10ページでございます。今後のスケジュールとなっております。本日、令和元年11月28日ですけれども、運営協議会第2回が開催されてございます。また、来月、運営協議会を23日に予定しておりますが、ここで最終的な保険税の諮問をさせていただき予定でございます。

年が変わりまして、来年1月中旬頃に、都から本係数による納付金等が提示される予定でございます。2月になりますと、令和2年第1回市議会定例会に保険税の議案提出をする予定でございます。3月には、国保財政健全化計画の提出をする予定でございます。来年の4月におきまして、国民健康保険税率の改定を行って、市民の皆様には5月に広報「はちおうじ」等で周知をする予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

○青柳会長 成人健診課長。

○大山成人健診課長 お世話になります。成人健診課長の大山でございます。私からは、資料の「Ⅱ 保健事業」につきましてご説明いたします。資料の12ページをご覧ください。

保健事業の取組ですが、皆様、ご存じのとおりかと思いますが、これは国保の保険者と

して、被保険者の健康の保持増進及びQOLの向上と医療費適正化に資するため、健康づくりを推進するものであります。以下、括弧数字で記載しているとおり、主な取組については3つございますけれども、それぞれの今年度の状況について順次ご説明いたします。

「(1) 特定健康診査について」でございます。日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、その主要因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診査、並びに保健指導の実施が平成20年度に医療保険者に義務づけられました。それが特定健診ということになります。受診期間のほうでございますけれども、例年と同様、今年度も6月1日から、来年、令和2年の1月31日までとなっております。5月下旬に対象者9万4,467人に対し受診券を一斉に発送しております。また、受診率の向上を目的に、8月末から9月にかけて、未受診の方に受診勧奨を実施いたしました。

受診勧奨の内容としましては、はがきによる勧奨が3万人、自動音声電話による勧奨が1万人、延べ4万人に対して行っております。申し訳ございませんが、資料のほうは、最初のところが3万人になっていますけれども、延べ4万人ということでご理解いただければと思います。

はがきによる勧奨では、毎年、ターゲット層、どういった方々に行うのかということを決めまして、より効果的となるよう、デザインも工夫しておりますが、今年度は、過去のデータから、50歳でありますとか60歳、そういった節目の年齢の方々が比較的、今まで上がるケースがございますので、そういった方々もターゲットとして取り入れたところがございます。

受診者数につきましては、委託先の医師会において月次で集計した後、業者がデータ化して、それから市へ戻ってくるため、結果把握までに約2カ月を要します。したがって、現時点では9月末までの数字となっておりますが、9月末の段階で1万5,777人の受診、率といたしまして16.7%となっております。例年、夏場、猛暑の時期でございますので、受診者数が少なく、秋から冬場にかけて受診者が多くなる傾向があり、昨年までと比べましても、特にこの数字が低いということではございません。現状の参考値ということでお受け止めいただければと思います。

続きまして、「(2) 特定保健指導」でございます。健康診査の結果、メタボと判定された方が対象となります。その危険度に応じて積極的支援と、比較的軽度な方については動機づけ支援という形で、2区分で判定することとなっております。保健指導の開始時期につきましては、最初に健康診査の結果が戻ってくるのが8月になりますので、そこから始

まりまして、その分、終わりが後ろに延びるという形になり、年度をまたいだ翌年の6月末までとなっております。

9月末までに特定健康診査を受診しました1万5,777人のうち、該当者は1,507人、その方々に利用案内を送りました。10月末までの利用者は、動機づけ支援の方112人、積極的支援の方7人となっており、特定保健指導につきましても、まだまだ参考程度の値ということになっています。

次に、「(3)生活習慣病重症化予防」でございます。こちらの取組につきましては、7月の第1回協議会でもご説明しておりますが、取組を大別しますと、健康診査の結果が糖尿病及び高血圧症の領域にあるにもかかわらず、レセプトで受診が確認できない方への受診勧奨の取組と、それから、糖尿病性腎症の重症化を防ぐための個別での取組ということになります。

アの受診勧奨でございますが、まず受診を促すための通知を送りました。その後、特に数値の悪い方には市の保健指導専門職から直接電話をさせていただいているところでございます。

イの糖尿病性腎症重症化予防につきましては、健診結果から、ヘモグロビンA1c、eGFR、尿たんぱく等、そういった数値とレセプトの受診歴によって対象者を抽出しております。未受診の方に対しましては、成人健診課と3保健福祉センターの専門職が連携して保健指導を実施しております。こちらは、毎月上がってくる健診結果から対象者を抽出しておりますので、今の段階では対象者数などは確定しておりません。

一方、治療中の方につきましては、今年度から事業を開始したところでございますけれども、昨年度の健診結果をもとにかかりつけ医の先生方と連携した上、6か月間集中の指導プログラムを実施しているところでございます。対象者187人の方に対してご案内を送りました。35名の方が本プログラムに参加したという状況でございます。

事前配付資料の説明は以上でございますが、続けて、本日、机上に配付させていただきました資料につきましてもご説明させていただきます。机上配付の「Ⅲ 保健事業について(追加配付分)」というものをご覧いただけますでしょうか。

1ページおめくりいただきまして2ページでございます。内容としましては、本市国保のデータ活用保健事業実施計画、平成30年度から令和5年度のものなのですが、この中間見直しをここでやるというものでございます。参考としまして、現計画の概要版の冊子を皆様のお手元にお配りをさせていただきました。説明は資料に沿ってさせていた

できます。

「(1) 現計画策定までの経過等」ということをございます。これをどうして策定するに至ったのか、やらなければいけないのかということをございます。大きな背景としましては、生活環境の変化、皆様もご存じのとおり、日本は、今、まさに超高齢化時代に突入しております。それに伴いまして、疾病構造がこれまでと変わってきており、生活習慣病の占める割合が非常に多くなっています。それから、基盤整備の進展といたしましては、特定健康診査の健診結果でありますとか、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの電子化が進んでおりまして、国保データベースシステム、KDBシステムとっておりますけれども、そういったデータベースシステムが構築されてきたこと、これに伴いまして、データで健康課題を分析し、効果的な保健事業の実施が可能となってまいりました。

これを受けまして、日本再興戦略、平成25年6月14日に閣議決定されたものでございますけれども、その中で、この計画の策定が各保険者に義務づけられたところをございます。これを受けまして、平成30年3月に、本市の国民健康保険におきましても本計画を策定したということをございます。

次のページ、3ページをございます。関連計画と計画期間です。この計画につきましては、上位に第3期保健医療計画というものがございまして、期間はそれに合わせて平成30年度から令和5年度までの6年間ということにさせていただいております。データ活用計画の見直しの理由をございますけれども、一番下のところをございますとおり、現計画におきまして「計画期間を前期3年と後期3年に区分けし、前期終了後に中間評価に基づく見直しを行う。」と規定をしているため、ちょうど来年度、令和2年度が前期終了の年度になりますので、ここで中間評価並びに目標の見直しを行うというものでございます。

もう1ページおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。現計画の概要でございます。この計画の最大の目的は、被保険者の健康寿命の延伸、それから医療費の適正化、この2つでございます。それに対しまして、どういったことをやっていくかというのが基本対策でございますけれども、3つ柱がございます。特定健康診断受診率、それから保健指導の実施率の向上が1つ。それから、もう一つが生活習慣病重症化予防の実施、それから、医療費適正化事業の推進という形、この3本が柱になっております。策定プロセスとしましては、レセプト、健診データ、そういったものを分析しまして現状を把握し、健康課題を明確化した上で、評価指標と目標を設定しています。それをPDCAサイクルで回していくということで、実施後、事業を点検して見直すという形で、今回、その見直しの

部分になるということでございます。

5 ページのほうでございます。「(4) 計画見直しにおける視点」になります。これから作業に入っていくわけでございますけれども、現計画に加え、3つの考えを持って臨みます。1つが中間評価の実施ということで、先ほどからお話ししているとおり、この令和2年度が前期3年の終了になりますので、そこまでの目標達成状況でありますとか実施状況、そういったものをきちんと把握し評価してまいります。

次に、介護情報を含めた分析というところでございます。現在、国においても法改正が行われまして、今後、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むことが決定しております。これは、75歳になりますと、皆さん、後期高齢者医療制度に移行していくわけですが、そこでいろいろ情報が分断してしまうというようなところがありますので、そういったことを一体的にやっていくというものでございます。高齢者の医療、介護等のデータを含めて分析することで、将来を見通した事業対象者ですとか事業内容を検討していくといった視点を盛り込んでいきたいと思っております。

また、外部機関による分析結果の活用と書いてございますけれども、JAGES、日本老年学的評価研究機構という正式名称になりますけれども、外部の専門的な研究機関でございます。そこと八王子市とでは、本年10月1日付で保健医療介護データの分析事業に関する協定を締結しておりまして、その結果が今年度の3月頃に出てくる予定でございますので、その内容も踏まえた見直しをしていきたいと思っております。

最終的には、後期3年、令和3年度から5年度に実施する保健事業と評価指標、目標値を明確化していくということでございます。

最後のページ、6 ページでございます。今後の改定スケジュール、まだあくまでも案でございますけれども、これをお示しいたします。令和元年度の12月に作成支援をいただく業者を決定し、事業委託の契約を結ぶ予定でございます。その後、今年度一杯は事前の準備段階としまして、業者にデータを渡していろいろな分析をしていくとともに、実務者との打ち合わせを行います。令和2年度に入りまして、庁内に計画策定検討会というのを立ち上げまして、概ね7回程度を想定しておりますが、そこで様々な議論をしていきます。その過程におきまして、7月にこの国保運営協議会がありますのでご報告し、10月を目途に素案を策定いたしまして、11月のこの協議会で報告させていただきたいと思っております。そして、12月にパブリックコメントを行い、令和3年の1月から3月に内容の最終確認、校正等を行った後、3月に議会報告をし、4月に計画を公表、このような予定

でございます。

今後も被保険者の健康寿命延伸のために、一層の取組を強化していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○青柳会長 保険収納課長。

○細田保険収納課長 保険収納課長の細田です。よろしくお願いいたします。

資料は、戻っていただきまして「国民健康保健事業の運営について」、こちらの15ページをお開きください。それでは、私から収納率向上の取組といたしまして、令和元年度上半期における国民健康保険税徴収実績及び取組内容についてご説明いたします。

16ページをお開きください。「1 上半期の実績」をご覧ください。表及びグラフは、平成30年9月末現在の実績と令和元年9月末現在の実績を比較したものになります。まず上の表をご覧ください。表の一番左の列、区分の説明をします。現年課税分の調定額とは、当該年度に課税した額のことです。純収入額とは、国民健康保険税を収納した金額から過誤納金、つまり納め過ぎや誤った納付をしたものを除いた金額です。収納率とは、調定額に占める純収入額の割合となります。

続きまして、滞納繰越分の調定額とは、前年度以前に課税されたもののうち、徴収できずに現年度に繰り越した金額を意味しております。右下のグラフは、平成30年度9月末現在における収納率と令和元年度9月末現在における収納率を比較したものととなります。

それでは、表の収納率の列及びグラフをご覧ください。令和元年度9月末現在における現年課税分収納率は32.47%であり、前年同月と比べ0.37ポイント増であります。また、滞納繰越分収納率は12.52%であり、前年同月比0.92ポイント減でございます。その結果、現年課税分と滞納繰越分を合わせた合計収納率は28.06%であり、前年同月比0.55ポイント増となっております。

平成30年度決算における現年課税分収納率は、平成8年度までさかのぼってみても、過去最高の91.22%でしたが、今年度はそれを上回るペースで収納しております。これは、加入者の方々に国保税の納付についてご理解をいただいている、その結果として現年課税分収納率が向上していると分析しているところです。

一方、滞納繰越分の収納率が減となっている要因といたしましては、直ちに滞納処分を行うのではなく、今年度の上半期は特に、担税力の調査と納付勧奨の取組を丁寧に行ったことから、収納率の伸びが遅れているものと考えております。

それでは、上半期に行ってきた取組内容についてご説明していきます。17ページをご覧ください。上半期における主な取組内容について、現年課税分の取組として2点、滞納繰越分の取組として3点について、順を追って説明してまいります。

18ページをお開きください。現年課税分収納率向上の取組といたしまして、2点ご説明していきます。1点目は、口座振替の加入促進です。口座振替は納め忘れがなく、また着実に収納ができることから、今年度はさらに力を入れて推進を図っております。口座加入促進の取組の1つ目は、Web口座振替受付サービスの開始です。Web口座振替受付サービスとは、インターネット上で口座振替の申し込みが可能となるサービスです。今までは紙に記入して提出していただくか、銀行のキャッシュカードを持参の上、市役所窓口までお越しいただかなければ口座申し込みができませんでしたが、Web口座振替受付サービスの開始により、パソコンやスマートフォンといったインターネットに接続する端末があれば、いつでもどこでも口座振替の申し込みが可能となりました。

19ページをご覧ください。口座振替加入促進の2つ目の取組は、口座振替勧奨の充実です。チラシのリニューアルや周知方法を工夫することで、口座振替勧奨の充実を図りました。具体的には、左下に掲載していますWeb口座振替受付サービスにアクセスするための二次元コードを、チラシや納税通知書を送付する際の封筒に印刷するとともに、また右下に掲載しましたとおり、明るい配色のポスターを作成しました。このポスターは、本庁舎市民ロビーに設置してある電子掲示板ですでに掲載しております。さらに、今後、金融機関の窓口にも掲示していく予定です。また、市主催の情報系イベント、「スマホ・パソコン祭り」でチラシを配布するなど、周知機会を拡大することで、積極的な勧奨を行っております。

20ページをお開きください。口座振替加入促進の3つ目の取組として、本庁舎と全事務所においてキャンペーンを実施しました。8月に実施した市政モニターアンケートの結果では、Web口座振替受付サービスを知らない方が多く、またそもそも税金の納付を口座振替できることを知らない方も一定数いたことから、キャンペーンを実施し、口座振替の周知を図りました。

21ページをご覧ください。現年課税分収納率向上の取組の2点目といたしまして、早期着手による、未納の早期解決及び早期支援体制の充実について説明します。現年課税分の未納が累積してしまうと完納ができなくなり、さらに次年度に課税される国保税も未納になってしまうという悪循環に陥ってしまいます。そのため、未納を累積させない早期の

納付勧奨が重要だと考えております。そこで、自動音声による電話催告や収納促進員による訪問催告を、督促状発付後、1か月を目途に行っております。また、未納者と早期に接触を図る取組は、収納率を向上させる目的だけではなく、生活困窮となり得る方を早期に発見し、支援制度に確実につなぐといった、生活自立支援の視点からも必要な取組であると考えております。

下段に記載した「きめ細かな対応について」をご覧ください。3行目から記載しておりますとおり、特に収納促進員による臨戸訪問の際は、直接お会いし話した内容だけではなく、郵便物の集積状況といった居宅の状況も確認し、異変がある場合には職員に報告をさせることを行っております。

22ページをお開きください。滞納繰越分における収納率向上の取組について、3点ご説明します。1点目は、給与所得者に対する滞納整理の実施拡大です。前年度、新たな取組として、給与所得がある滞納者への滞納整理について、部分的に実施したところ、非常に効果があったことから、今年度は対象範囲を拡大して実施しています。今年度は、すべての滞納者を、給与所得がある方とそれ以外の方の2つに大きく分類し、滞納整理を進めています。給与所得者に対する最後の滞納整理としては、給与の差し押さえでございます。給与の差し押さえをするにあたっては、勤務先への照会を実施する必要があります。この照会文書には、照会を行うことの根拠条文を明記する必要があり、結果、勤務先に滞納がある事実が伝わってしまうこととなります。このことで、勤務先における信用を損ねるおそれがありますので、給与照会前には、本人に対し自主納付や納税相談を促す勧奨を十分行う必要があると考えております。今年度の上半期では、対象範囲を全体に拡大したことで、十分な納付相談、また勧奨を丁寧に行ったことにより、収納率の増加にまだ反映されてきていないと考えております。

取組実績といたしましては、表のとおり、約半年で前年度1年間とほぼ同数の勤務先照会を行うとともに、給与差し押さえの件数は既に前年度の4.8倍の58件実施をしております。

23ページをご覧ください。滞納繰越分収納率向上の取組の2点目として、高額滞納者に対する滞納整理をご説明します。営業所得や不動産所得が主な収入であり、給与所得ではない50万円以上の高額滞納者については、滞納整理が非常に難しい案件が多く含まれております。そのため、納税課と共同で滞納整理を進めながら、納税課のノウハウを学ぶ、そういった取組を進めております。今年度は既に納税課と合同して家宅搜索を1件、自動

車が運行できないように器具を装着するタイヤロックを2件実施しています。

続きまして、滞納繰越分収納率向上の取組の3点目として、短期被保険者証対象者に対する一斉納税相談勧奨をご説明します。先ほどご説明したとおり、滞納が放置されてしまうと、最後の手段として預金や生命保険、給与、タイヤロック、家宅搜索など、強制的に財産を差し押さえ、滞納国保税に充てていかなければなりません。滞納整理の目的は、納期内納税者になっていただくことであって、差し押さえが目的ではありません。そのため、まずは納税相談をしていただきたいと思いますと考えております。

そこで、10月1日の保険証一斉更新に合わせ、短期証交付対象世帯1,356世帯に対し、表のとおり文書、電話、訪問による催告を実施いたしました。このことにより、508世帯の方々に納税相談に来ていただくことができました。

最後に、国保は低所得者が多い構造的な課題があると言われております。そのため、文書、電話、訪問による十分な納付勧奨を行うとともに、休日納税相談窓口の開設をするなど、納税相談の機会の確保を図っております。また、納税相談において生活困窮のおそれがある場合には、生活自立支援制度につなぐなど、きめ細かな対応をしております。

一方、納税や相談が全くない方や、担税力があるにもかかわらず納税意欲が低い方については、給与の差し押さえ、タイヤロック、搜索など、強制処分を行っております。今後とも税負担の公平性確保のために、着実に取組を進めてまいります。

以上です。

○青柳会長 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたらご発言願います。なお、ご発言の際には挙手をして、指名の後でお願いいたします。

岸田委員。

○岸田委員 ご説明ありがとうございました。最初に、資料「国民健康保険事業の運営について」の7ページの法定外繰入のところをお伺いしたいと思いますが、確認事項なのですが、これはすべての自治体で行われていることなのでしょうか。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 こちらの法定外繰入につきましては、行っていない自治体もございます。特に都道府県別でいきますと、秋田県ですとか、いくつかの県においてはもう既に法定外の繰入を行っていない自治体もございます。

○青柳会長 岸田委員。

○岸田委員 ありがとうございます。

また、確認なのですが、法定外繰入については、八王子市でも多額のお金が投入されておりますが、この財源は何なのでしょう。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 財源は一般会計からの繰入金で充ててございます。

○青柳会長 岸田委員。

○岸田委員 ありがとうございます。

一般会計ということは、社会保険に加入し、保険料を納めている方たちも含め、皆様の税金を投入しているという解釈でよろしいでしょうか。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 おっしゃるとおり、皆様の税金がこちらのほうに回っております。

○青柳会長 岸田委員。

○岸田委員 ありがとうございます。

次に、追加資料の部分について少しお伺いさせていただきます。計画見直しにおける視点ということで、外部機関による分析結果の活用で、JAGESについて詳しく教えていただきたいのですが、日本老年学的評価研究機構ということは、高齢者の方たちの評価ということの解釈でよろしいでしょうか。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 こちらは、まず高齢者いきいき課で行っているニーズ調査とあわせた形でのものになりますので、ニーズ調査が高齢者に特化しているものでございますから、本市は高齢者のものが多くなっているものです。

○青柳会長 岸田委員。

○岸田委員 ありがとうございます。

最後に滞納繰越金についてお伺いさせていただきたいのですが、いろいろな努力をされていることはとても伝わってまいりまして、給与差し押さえ58件ということですのでいいなと思ったのですが、これは給料というか、全額差し押さえしているのでしょうか。それとも一部押さえ、分割という方法をとっているのですか。全部押さえられてしまうと大変なことになるのかなと思ったのですが、お願いします。

○青柳会長 保険収納課長。

○細田保険収納課長 給料の差し押さえにつきましては、法の中で禁止差し押さえ部分というのがございまして、法律のほうで細かい計算方法が決まっております。そこを除いた

部分を差し押さえできるというような形になっております。

○青柳会長 太田委員。

○太田委員 国民健康保険のデータ活用保健実施計画で、後期高齢者医療制度のほうも見直すということですが、これは来年度からという解釈でよろしいですか。

○青柳会長 成人健診課長。

○大山成人健診課長 今回のこの計画は、あくまでも国保としての計画なので、後期高齢者の方は、直接この中には含まれません。

○青柳会長 太田委員。

○太田委員 すみません、透析とかの予防ということなのですから、実際、今の時点では、80歳、90歳と、後期高齢者の世帯の透析導入者が増えているのです。今、実際、その方たちのケアが全然なされていないわけで、そうなってきますと、今、八王子市がやっと始めている世代の効果が出てくるのは、10年、20年後でないとその効果が出てこないわけで、今、透析導入になりそうな方、もしかしたら足を突っ込んでいるような世代の方たちが、ケアをすれば透析導入にならずに済むような方たちが放置されている状態なのですから、そこのところのケアは、今後、どのようにお考えでしょうか。

○青柳会長 成人健診課長。

○大山成人健診課長 高齢者のほうの透析予備群の方々といいますか、今、実は、先ほども5ページのところの介護情報を含めた分析のところ、国の動向といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というところで申し上げたことなのですから、後期高齢者の方の透析予防とか、そういったところも視野に入ってくるのかなと思っています。ただ、現状では、まだ国保の方々に対しても、腎症の予防でありますとか、そういったところを始めたばかりなので、まずはその辺をしっかりとやっていく中で今後の展開を考えていきたいと思っています。

○青柳会長 植木委員。

○植木委員 本市では胃がん検診が内視鏡として始められると思うのですが、1万人ぐらいの応募者に対して7,000人ぐらいの実際に受けた方がいらっしゃると思います。ただ、その場合に、市の健診の期間が6月から1月ですから、非常に短期間に内視鏡をやるということに関して、内視鏡をやれる先生が非常に少ないものですから、できれば5月からとか、4月からとか、少し期間を長くしていただくと非常に助かる、という意見を内視鏡の先生から伺ったのですが、それに関してはいかがでしょう。

○青柳会長 成人健診課長。

○大山成人健診課長 胃の内視鏡健診の実施方法についてでございます。その実施期間でありますとか実施方法については、医師会の中に内視鏡検診委員会というのを立ち上げていただきまして、その議論の中、市と調整の中で決めているところでございます。昨年は導入初年度ということもありまして、また募集方法は受診券方式をとった関係で、1万人を超えるお申し込みをいただきましたが、今、委員がおっしゃられたように、最終的に受診者数としては6,500人前後にとどまったというところでございます。

期間については、医療機関に確かに一時的にといいますか、立て込んでしまってというところがあるのですけれども、昨年度、20医療機関での実施に対し、今年度については3増えて23医療機関で実施しておりますし、今までやっていただきました20の医療機関につきましても、去年の実績ができたところで、かなり体制を拡大していただいているところもございますので、全体としての受け皿としてはかなり広がっているかなというように感じております。

○植木委員 ただ、その中の1つの医療機関の先生が、やはり短期間では困るので、できたらその期間を長くしていただきたいという意見があったものですから。

○青柳会長 増田委員。

○増田委員 事業概要をご報告いただきまして、それから今日の説明も伺いまして、非常に細やかできちんとした仕事をされていてありがたく思いました。

2点ほど意見を述べさせていただきます。1点目は、前回に、入管法の改正に伴って外国人の実数というようなことを質問したのですけれども、それにつきましては事業概要のほうで実数が載せられておりました。外国人被保険者数については増加を続けており、本市の特徴として、大学などの教育機関が多いことから、留学生の国保加入が多いといったようなことが記されております。今後、留学から他の形に在留条件を変えていくという方もいらっしゃるかなと思うのです。そういう点では、そういう方への丁寧なご案内をして、素晴らしい日本の国民皆保険制度というものに加入していただき、また日本を愛していただきたいというように思っております。

すると、この前いただきました「東京の国保 No.650」に国保の人というコーナーがありまして、そちらで北区の方のご報告がありまして、その方のご報告の中では、豊島区と品川区を視察されて、外国人の被保険者が多い豊島区では、催告書等に外国語を記載していると伺い、当区でも今年度から封筒に印字することにいたしました、とこのようなことが

書かれておりましたので、八王子市の実態のほうは少しわかりませんが、このような工夫をしていただければと思うのが1点です。

もう1点は、新聞を見ておりましたら、定年後、23区から移動するといったような内容の資料があり、金融庁が住民基本台帳人口移動報告等に基づいて作成したもので、1位が札幌市等々であるのですが、第4位に八王子市が、2014年度から2017年度の純転入者が多いというところで挙がっておりました。そして、純転出者が多いのは、世田谷区を筆頭にして23区、特別区である、というのが非常に大きな形で挙がっております。

ということを私なりに思いまして、若くお仕事ができる間に23区、特別区のほうでお仕事をされていて、八王子市よりも保険料率の高いご負担をされていて、またいろいろな給付を受けていると思うのですけれども、年を取って定年後に、医療が充実している八王子市に移動してきているという形で生活をされているということがあるのではないかと、その辺の転出、転入の実態が所得の変化とどう伴っているか、当然、年金になりますと少なくなるわけですが、その辺のところを踏まえて、例えば東京都への納付金、あるいは保険料率の係数といったものの算出がなされているのかどうか、その辺のところをもう少し細やかな形で検討することができるのではないかと、あるいはされているのかと思いますけれども、そのようなことを思いまして、意見として述べさせていただきました。

ありがとうございました。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 ご意見ありがとうございます。

まず外国人の件でございますけれども、ちょうど本日、国民健康保険の課税をするために所得割が未申告になっている外国人の方々に対して、英語と日本語を併記した申請書とご案内をお送りしたところでございます。英語だけに限らず、今後はいろいろな言語の方も転入されてくると思いますので、そういったところでも、今回の反応を見ながら、考えていければなと思ってございます。

それから、納付金の際の転入者とか所得の部分ですが、東京都、国では所得ですとか年齢層という部分も加味した上でこういった係数を計算していると聞いてございますので、ある一定程度、そういった八王子市にいる方々の所得層というものは見られていると考えております。

○青柳会長 増田委員。

○増田委員 ありがとうございます。

過去の国保だよりを見ますと、翻訳の機械みたいなものを持参しながら対応するというような紹介が載っていたりしてましたので、いろいろな工夫をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○青柳会長 井上委員。

○井上委員 資料23ページのイに、高額滞納者のことが載ってまして、50万円という金額が先ほど提示されましたけれども、高額滞納者の方というのは、支払能力があるにもかかわらず滞納している方が比較的多いようなのです。本当に生活困窮者というのではなくて、面倒だからとか、それからこんなものは後回しでいいやとか、そういうことが比較的多いという話を、身近な人間が都の主税局にいたものですから、そのようなことも耳にしております。高額滞納者というのは、滞納者の中の何%ぐらい、金額的にでもいいのですけれども、どれぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。

○青柳会長 保険収納課長。

○細田保険収納課長 まず、先ほど、高額滞納者というようなご説明というか表現のほうをしたのですけれども、実際、人数といたしましては、50万円以上で給与所得ではない、不動産所得ですとか、そういった給与所得以外の所得の方というところで、実数としては714名が6月1日現在の人数になっております。

件数割合といたしましては、7.6%ぐらいになります。

○井上委員 ありがとうございます。

○細田保険収納課長 先ほど高額滞納者という表現をさせていただいたのですけれども、様々です。実際、全く相談もないですし、納付もないという方もいらっしゃいます。そういった方に対しましては、かなり細かいところまで調査を行って、滞納処分をやっていくような形しております。

一方、先ほど申し上げた714名の中には、以前、例えば会社をやっていて、多額の所得がありましたので、それなりに課税もかなり大きい金額がされたが、ここに来て、事業がうまくいかなくなって、所得が急激に減ってしまったという方もいて、そういった方は、今現状、納付ができるかというところかなり厳しいような状況というところもございます。ですので、一概に、一括りで高額滞納者、先ほど申し上げた714名の方がすべて悪質なのかというところではないというところが現状としてございます。

○青柳会長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

素人考えで、本当に真面目に支払って制度を利用している人間としては、そういうところからしっかり集めたほうが、滞納者、滞納額というのが減るのではないかと思って、単純にそう思ったものですから。ありがとうございます。

○青柳会長 橋本委員。

○橋本委員 今日配っていただいた追加配付分の資料で、この6ページになりますが、どうやらレセプトのデータや健診データを使って分析していくという話がこれから出てくる。今、まさに令和元年ですから、今、やっているところかなと思うのですが、地域別に分けたデータの収集みたいなことはお考えでしょうか。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 今回、データ集積してJAGESというところにお渡しして分析いただくものについては、ある程度、八王子市をさらに19の圏域に分けて分析することは可能だということは聞いております。ただ、統計的なデータでございますので、個人に焦点を当てるものではなく、マクロに、例えば、具体的にやり過ぎてしまうかもしれないのですけれども、この地域だと高血圧の人が多とか、そういったものは出せるというようには聞いています。

○橋本委員 前回、地域というのが1つのキーワードになるかなという話が医療保険部長からありましたので、運動として健康づくりを促進していこうとしたときに、市のレベルで1つで考えるのか、地域ごとの特性を、こちらの側で把握しておいて、それが出せるものと出せないもの、あるいはこの地域はおかしいとかという話になってしまうとおかしくなりますから慎重に扱わなければいけませんけれども、1つの例として、私、時々、滝山城址などの催しに参加して、環境の話を聞かせてもらっているのですが、我々の地域ではこういうことをやっているというような、プラス面でのインセンティブを持って地域の方が努力されている、運動されているという実態も聞いておりますので、できればそういったプラス面で地域ごとに運動していくような仕組がこれからできるためにも、地域別のデータというのをぜひとっておいていただいて、専門のレベルで分析されていることを期待したいと思います。

よろしくをお願いします。

○青柳会長 医療保険部長。

○古川医療保険部長 ご意見ありがとうございます。まさに委員がおっしゃるようなところは大事な視点だと思ひまして、八王子市は地域が広くて、地域特性がそれぞれだというように思っているのです。したがって、もう今や一律的に施策を展開するのではなくて、そこはきちんと分析をして、エビデンスをもって取り組んでいく必要があると思ひていますし、行政だけではなくて、地域と、皆さんと一緒にアプローチを考えていきたいというようにも思ひています。

今回、保険年金課長が説明した J A G E S との取組、今後、その他にもいろいろな手法も出てくるかと思ひますが、そういった手法を活用して取り組んでまいりたいと思ひますので、いろいろご報告させていただきたいと思ひます。

○橋本委員 よろしくお願ひいたします。

○青柳会長 山田委員。

○山田委員 すみません、私からは資料の4ページのところなのですが、標準的な収納率のところ、介護納付金だけパーセントが低いのはどういふ理由があるのでしょうか。

○青柳会長 保険収納課長。

○細田保険収納課長 この介護納付金のところなのですが、年金特徴は、介護納付金が含まれません。年金特徴は収納率が100%という形になります。年金特徴がされない介護納付金は、どうしてもこの部分だけ収納率が下がってしまうという形になります。

○山田委員 ありがとうございます。

あともう1点、8ページのところなのですが、このような形で低所得者には均等割額が軽減されるという形の説明だったかと思ひますけれども、こういうことを、例えば率が上がるだけではなくて、市民に周知するようなことをもう少しやっていただけるといいのかなというのが私の希望です。

それと、19ページのポスターのところ、納税を口座振替でやるような形で、こちらのほうで周知機会の拡大ということでやられているのが4つほど記載されているのですが、これをもう少し広げるといふような考えはないのでしょうか。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 まず、8、9ページのモデル世帯の色の均等割の軽減についてなのですが、こちらは国のほうで行っている軽減でございまして、申請をいただくこと

なく、私どものほうで所得内容を確認した中で、最初に課税する段階で軽減をするということになっていきますので、一応、個々の説明書等には記載はしてございますけれども、これが受けられないというか、所得の申告さえいただければこの軽減の恩恵は受けられるので、そういった面では、それほど大がかりな周知はしていないのが現状でございます。

○山田委員 ありがとうございます。

そういう軽減をされていることを気づかないケースというのが結構あるのではないかなと思ひまして、質問させていただきました。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 一応、納税通知書の中には軽減額等の記載はございますけれども、今後、もう少しわかりやすいような記載も考えていきたいと思っております。

○青柳会長 保険収納課長。

○細田保険収納課長 先ほどの口座振替の周知機会の拡大というところですが、今回、上半期における実施内容というところでご説明させていただきました。今後の予定といたしまして、19ページの(b)の3点目になるのですが、今、市内のみずほ銀行各支店にポスターを掲示していただくような形で調整を進めているところでございます。また、同じく(b)の1点目のスマホ・パソコン祭りというところで、情報系イベントの場でのチラシの配布などは、上半期に行ったのですが、こういった機会を捉えて、さらなる周知機会の拡大を図っていききたいと考えております。

○山田委員 ありがとうございます。

例えば薬剤師会のほうにポスターをいただければ、各薬局に配るということもできますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○青柳会長 太田委員。

○太田委員 今の続きなのですが、私もこのポスターなどは、今、初めて見たので、もっと周知したほうが良いと思ひますし、特定の金融機関というよりは、主だった都市銀行にお願いしたほうが良いと思ひます。世帯を広く網羅するというのであれば、いろいろと問題もあるのかもしれませんが、郵便局にポスターの掲示をお願いするのが一番だと思ひます。お年寄りも使っておりますし、そういう面では、もう少し世帯が一番使う金融機関を利用したほうが良いのではないかなと思ひます。

○青柳会長 保険収納課長。

○細田保険収納課長 いろいろなアドバイスやご提案、ありがとうございます。今後、参考にさせていただきまして、積極的にそういったところで調整のほうを進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○青柳会長 鈴田委員。

○鈴田委員 資料13ページのデータ活用事業に関するのですが、ここで外部の分析機関へ委託されているデータというのは、おそらく健康診断の結果と、それからレセプトデータは必ず含まれていると思うのですが、私どもの被用者保険になると、必ず、大体、どこの健康保険組合も、健康診断の時に生活習慣を問う問診がついています。マークシートだったり、Webだったり。それで、かなり幅広い生活習慣データも一緒にいろいろな分析をしているのですが、市のほうで活用されているデータの中には、その生活習慣データも含まれているという認識でよろしいですか。

○青柳会長 成人健診課長。

○大山成人健診課長 実際の健診の場では、問診項目は標準的なものが決まっておりますので、医師会のほうとも調整をした中で、今、22項目の生活習慣についての質問をさせていただいているところです。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 今回、JAGESに送付しているものの中には、個々のデータベースとあって、個々のレセプトと介護の認定の度数を結合したもの、介護サービスの内容と一緒にしたもの、あとは高齢者のニーズ調査だけですので、健診の部分は入っておりません。

○鈴田委員 なかなか難しいところだと思うのですが、多分、生活習慣病ですから、やはり医療費を抑制するには、健診結果を良くしなければならない。健診結果を良くするには、やはり生活習慣そのものから変えないとなかなか効果が出てこない。これは、数年がかりで効果が出るようにしなければならず、会社と市で全然違うと思うのですが、何らかの形で把握された、特に睡眠と食事関連の生活習慣と一緒にデータ分析をして、相互の相関などをいろいろ検証する中で課題が、私どももこういうのをやっている中で見えてくるものがあるので、難しいと思うのですが、少しご検討いただけると、より良い事業に繋がっていくなと思いました。

○青柳会長 成人健診課長。

○大山成人健診課長 ご意見ありがとうございます。

今、JAGESのほうについてはこういう形なのですけれども、こちらの結果作成の中でいろいろデータ分析をしている中では、生活習慣、そういったところも含めて分析をしていく、そういうことは間違いございません。

○青柳会長 井上委員。

○井上委員 私は主人が在職中のうちは、社会保険の主婦健診を毎年受けておりまして、定年になってからは八王子市の健康診断を受けております。問診票についてはほとんど同じです。今、受けている八王子市のものをいただいて、自分で申し込んだ病院でいただく問診票と、社会保険で受けていた健康診断の問診票と、やはり日常の生活習慣とか、そういうことに関する問診票は同じような内容が記載されております。経験から少しお話しさせていただきました。

○鈴田委員 ありがとうございます。その辺、よくわからなかったものですから。

○青柳会長 西山副会長。

○西山副会長 説明ありがとうございます。何点か、確認で質問させていただきたいと思っております。

一番初めに、岸田委員からお話がありましたけれども、今回の国民健康保健事業の標準保険料率の仮算定結果についてなのですが、毎年、激変緩和ですとか、補填を国等でやっているところがございますが、その期間は6年間というように聞いております。他の自治体では最長10年というところもあるのですけれども、なぜ本市は6年間で、この法定外繰入を解消させようとしているのか、確認のためお聞かせください。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 この6年間というのは、国が求めます国保財政健全化計画の計画期間に基づいた考え方などを踏まえたものでございます。激変緩和措置自体もこの6年間で終了すると言われておりますので、それに合わせて、八王子市も、他市に比べて、東京都のリーディングシティということもございますが、その中で先頭を切って赤字補填分をゼロにしていこうという考え方でございます。

○青柳会長 西山委員。

○西山副会長 赤字補填分をゼロにしていく取組というのはとても大切なことですし、やはり先ほどの話にありましたが、法定外繰入も一般会計から出ていくお金ということもありますので、市民の負担等々を考えればそのあたりの解消はできるだけ速やかに、引き続

きお願いをしたいと思います。

あともう1点、2番目の項目で保健事業なのですが、この中で、先ほどから、いろいろな委員の方からJAGESの話が出てきました。国保のデータベースを使って利用する等々、おっしゃっていましたが、こういう機関は日本国内にいくつもあるはずなので。なぜまずこのJAGESを使い始めたのかをお聞かせいただきたいと思います。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 日本全国にこういった機関があつて、大体大学が後ろ盾をしているところが多いというように伺っています。和歌山大、奈良大というところが学会などで発表しているのを目にしたことはございますけれども、今回、JAGESにつきましては千葉大学の、この分野であればかなり先駆的な活動をしていらっしゃる近藤教授のもとで事業が実施されているものでございますので、近隣他市という形にはなりますけれども、一番近辺で、さらに先駆的な活動をしているということで、今期、このJAGESの手法に我々も乗ったという形になっております。

○青柳会長 西山委員。

○西山副会長 そうすると、例えばJAGESという機構は、いくつの自治体の情報を持っているのか、もしわかれば参考までに教えてください。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 これまでニーズ調査自体が3年に一度催されたものでございますが、前回のニーズ調査の段階では、約30の自治体のデータを把握していると伺っています。東京都では八王子市だけでございます。

○青柳会長 西山委員。

○西山副会長 そうすると、要するに30の自治体のデータも、本市の分析をする際に有効活用して、利用できるということによろしいでしょうか。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 逆に、30の他の自治体において有効とされているような案があったりした場合に、それを取り入れることも可能というように聞いておりますので、全体的な、統計的な形での分析も、他市と比べることもできるという形です。

○青柳会長 西山委員。

○西山副会長 最後にこのJAGESなのですが、多分、それぞれの機構というのは得意分野があると思うのです。今回のJAGESで本市のデータを使って、先進的なものです

とか新しいものを見出したり、データをうまく活用したり等あると思うのですけれども、おそらく他の機構でも、より違う面で先進的に取組んでいるところもあると思いますので、ぜひ上手にそういう選択をしながら活用していただければと思いますので、よろしく願いします。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 ありがとうございます。その点については柔軟に、ここだけに拘るのではなく、さらにマクロな情報、データを知りたいのであれば、そこは柔軟に我々も検討していきたいというように考えてございます。

○青柳会長 成人健診課長。

○大山成人健診課長 今まで J A G E S の件について、ご意見ありがとうございます。今、いろいろな委員の方から J A G E S の話が出たのですけれども、今回の計画改定に当たっては、この内容も取り込むということではあるのですけれども、基本的には委託業者のほうにも、当然、専門的な分析を求めています。そのため、業者の選定は、一概に入札による金額で決めるのではなく、提案に基づくプロポーザルで決めさせていただき予定でございまして、そういったところでもいろいろな優れた取組とございますか、アイデアが使えるかなというように考えております。

○青柳会長 私からも何点か質問させていただきます。

7 ページの保険税率等なのですけれども、まず、最初に、この2年間のシミュレーションの中で、2年間の税率が毎回示されて、3回目の運営協議会で同じものが出てきたのですけれども、令和2年度（2020年度）のこの税率になったならば、予定額で平均何%の値上げになるのか、お答えください。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 平成30年度から申し上げますと、平成30年度で2.71%、令和元年度で0.25%、今回、令和2年度で5.14%という形になっています。

○青柳会長 5.14%ということでありまして。今後、令和3年度、4年度、5年度ということで、たまたま今回、この初年度に出したシミュレーションと一緒にご提案ということになっておりますが、精算あり、なしという話が今回から出てきていますけれども、それを踏まえても、また同じであるというように思っておりますが、法定外繰入をなくしていくということは、税率を上げていくということになるのですけれども、法定外繰入が東京都が一番多いというのは前回の資料でもわかっているのですが、そういった事情というの

は、私が察するところでは、他県というのは、愛知県に視察に行ってきたのですけれども、愛知県の一宮市というところでは、法定外繰入はしていない、そして保険税は八王子市より高い、収納率も八王子市より高いというような状況があるのですけれども、所得の状況を見ますと、東京というところが、先ほど増田委員からもあったように、移り住んできた方が多いというところで、八王子市でもアパートやマンションに暮らしている、移り住んでそういった、借金というか、ローンも組んでおられる方もいるということで、地方は住んでいる方が固定していて、家にはお金がかからないとか、家賃がないというような状況から、長年、額には差があるにせよ、法定外繰入を東京都内の自治体はほぼすべてやってきた経過があるかなというように思っております。

その中で、今回、法定外繰入を自治体の判断でこれまで行ってきたことに対して、都道府県単位化の後には、ここがチェックされるようになってきたというのが大きな変化だと思います。保険者インセンティブという話があったと思うのですけれども、この決算補填目的等の法定外繰入解消に関するこのインセンティブというのはどういうものがあるのか、お答えください。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 具体的にいろいろ細かくはなってしまうのですけれども、端的に申しますと、法定外繰入をいかに解消しているのかという、その部分を焦点にしてインセンティブがかけられているという形になります。

○青柳会長 それでは、それは何点の配分かというのはわかりますか。質問を変えまして、その点数を八王子市は取れているかどうか。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 八王子市でも取れていないという状況です。と言いますのは、今回、厚生労働省が11月12日に発表したものによりますと、全国の自治体、都道府県別ですけれども、9の県では既に法定外繰入を行っていません。先ほど岸田委員が言われた秋田県だとか宮城県、山形県、滋賀県、そういったところは、もう既に法定外繰入がゼロでございます。さらに、法定外繰入の加入者1人当たりの金額がいくぐらいかというところになると、大阪府だとかそういったところは1,000円未満なのです。では、八王子市は1人当たり法定外繰入が幾らかかというと、1万8,000円なのです。その差なのです。

インセンティブは国全体の中で配分するものですので、それを取りにいこうとするのならば、他の道府県が1,000円未満、ゼロでやっているところに近づけなければインセン

ティブは取れません。

○青柳会長 インセンティブを取ってほしいということではなくて、やはりこういったインセンティブをしても、3,400億円、今回の都道府県単位化で入るといっても、こういった形で入ってこないという現状もあるし、収納率も同じく、やはり八王子市は他の道府県と比べても、東京都内は人口も多いですし、先ほど言ったような家賃なども負担しているという関係から収納率が低くなってしまっているということで、国が示しているこうした標準保険料率に近づけていくと大変な負担になってしまうというところで、国は、保険税の決定というのは自治体で行うということは認めているし、この運営協議会もそういった機関であるということで、決められる権限はあるはずなのです。当然ながらあるのですけれども。

やはり自治体の財政運営に係ることだと思うのです。保険税を引き下げる、維持する、そのための一般会計からの繰入というのは、自治体の財政運営に対して、今、インセンティブという形で、東京都のインセンティブもありますし、自治体個別でのインセンティブもありますけれども、こういった国に従ったらお金を渡すようなシステムというのは、やはり、これは自治体の運営協議会や自治体の財政運営に本当に口出ししている、介入しているというように思うのですけれども、こういったインセンティブの仕組みについて、何か自治体間で国に対して、また東京都に対して、収納率のほうのインセンティブもありますけれども、仕組みの中の改善というか、もっと人数で国がお金をくれたらということもあるとは思いますが、そういった改善の話し合いというか、国や都に上げていくべきだと思うのですけれども、そういうことはあるのでしょうか。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 今のところ、担当課長会の中でもそういった話は出ておりませんが、何も提言しているものはないという形でございます。

○青柳会長 そうしますと、やはり今までやってきた自治体の財政運営というところで、国保の分野に関しては大きく介入されているというようなことで、自治体が決めているといっても、都が示した標準保険料率をそのまま6年で割り返しているわけですから、この八王子市の特性というか、所得の低い高いもありますし、この間、自治体の判断で入れてきた部分もあると思うので、こうしたことにはしっかりと意見を言っていっていただきたいと思っております。

収納率のところのページで、差し押さえなのですけれども、調査員による調査で自宅の

検索1件、これは何か差し押さえるものがあつたかどうかだけ、教えていただけますか。

○細田保険収納課長 このお宅は差し押さえるものがございませんでした。

○青柳会長 偶然、このお宅のお話を聞くことがあって、多分、なかったのだろうなというように思いますけれども、高額滞納者といっても高額所得者であるとは限らないというか、高額滞納者の場合、いろいろな問題を抱えて市税も国保も滞納したり、いろいろなところの手続がストップしているだけという人があるので、ここは地方税法に則った丁寧な対応をしていただきたいと思いますし、現年度の徴収というところで集中してもらおうということは、それはいいことだと思うのですね。過年度分の解決をしてこそ現年度に集中できるわけですから、今、そういったことを取組んでおられると思いますので、丁寧に行っていたいただきたいなど、一つ指摘をしておきたいと思います。

あと、精算のことについてですけれども、この精算金が出るということは、どういったことで、納付した後に精算が出るということは納付金が多かったということだと思うのですけれども、なぜ多く計算されるのかというのを教えていただけないでしょうか。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 納付金自体は、その年度の医療費全体を賄うべきものでございますから、もしインフルエンザの大流行というような医療費が急に多大にかかるようなことがあると、東京都の財政安定化基金で一旦補わなくてはなりませんので、ある程度、余裕を持った形で納付金というのは請求されてくるものでございます。そのため、2年ごとの精算というものが制度開始当初から決められているといった形になってございます。

○青柳会長 精算金は必ず受け取らないといけないお金かなと、今、聞いて思ったのですけれども、ここで何か、別に八王子市はこうだから精算金は少なくなるとか、そういうことはないですね。

○横溝保険年金課長 それはないです。取り決められた算定で精算されるものでございます。

○青柳会長 精算も発生していくという中で、今後の納付金等が算定されていくということで確認いたしました。

私からは以上です。

他にありますか。井上委員。

○井上委員 私は被保険者の代表ということで、ここに座らせていただいているのですが、前回の協議会のときに、これから先の増えていく金額といえますか、パーセント

といいますか、それが少し多過ぎるのではないかというようなお話をしたときに、これはあくまでも仮なのでという回答をいただきました。

それで、9ページに公的年金収入の場合のモデルケースが出ています。これは私の生活に即した見方ができるのでとても助かります。軽減税率が適用されない部分について、夫婦2人だけで、例えば300万円のところだと、年額、1万900円の増ということですね。そうすると、1期分が約二千何百円かの増額になると思うのですが、それが毎年上がっていくというのはとても厳しいのですが、後で議題のその他のほうに、八王子社会保障推進協議会による要望書というお話が出てきますけれども、8月にいただいた写しを見ますと、保険税を抑えるためのいろいろな方法がわかったというか、教えていただいたので、そういうところでもう少しこの金額がどうにか低くならないかという希望を、意見として申し上げさせていただきました。

話がおかしいかもしれませんが、やはり被保険者としては保険税額がどうなるかということが一番大きな問題ですし、この協議会はやはりそれが一番メインの議題だと思うのです。次年度の保険税率を決めるのが一番メインの議題だと思いますので、やはり上昇が少しくつく、少し痛い。そういう意見として、お伝えします。

○青柳会長 川崎委員。

○川崎委員 国保税等が決まる要素には納付金のことがあると思うのですが、納付金については、平成30年度から国民健康保険の制度が変わって、納付金の水準というのは、市の医療費の額や水準、所得水準等いくつかのファクターがあると思うのですが、八王子市はどのような水準だから納付金はこうだというようなところで、もし医療費の適正化というファクターがあるとすれば、今後の、先ほど追加配付資料で示された5か年計画の中での保健事業の推進が非常に大事で、その辺の八王子市の今の位置づけというのを教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 医療費水準についてはやや高めの状況でございます。所得水準も、概ね真ん中ぐらいかなというところと認識しております。

そういったものを含めて算出される納付金につきましては、やはりそれを下げるための努力といたしまして、先ほどからご説明させていただいています医療費適正化の事業、今後はデータも含めた形で、よりピンポイントに事業が進められるものと考えてございますので、こういったものも含めて、井上委員もおっしゃられましたけれども、保険税の今後

の上昇についても、そういった適正化が進んだ段階でシミュレーションをし直したりとか、毎回、運営協議会にかけさせていただいたりするわけでございますので、あくまで、現時点で見た令和5年度までの状況でございますので、今後も、毎年度、運営協議会の中で、皆様のご意見をいただきながら協議してまいりたいと考えてございます。

○青柳会長 川崎委員。

○川崎委員 回答ありがとうございました。特に、被用者保険もそうなのですが、データヘルス計画ということで、やはり数年後のアウトカムという、成果が求められるということで、ぜひ今後、目標を立てられるとすれば、具体的に、今年度はこういった状況なので、例えば5年後にはこういった数値に持っていこうというようなものをオープンにさせていただいて、その目標に向かってどういう努力をされているのかというところを、今後、またこの運営協議会が議論していくべき内容ではないかと思いました。

よろしく願いいたします。

○青柳会長 中島委員。

○中島委員 すみません、話すつもりはなかったのですが、問題は繰入のことで。少し話が出てきたので私なりに大事だなと思っていることを、意見として述べさせてもらいたいと思っているのですが、国保の広域化による、赤字補填ゼロの取組が始まりました。令和5年度を目指してゼロにするという取組で、国保の健全で持続可能な財政運営のためには非常に大事な取組だろうと私は考えています。

その中で、医療費は年々高まっていくというところで、非常に悩ましいところではあるのですが、先ほど、例えば愛知県一宮市の話も出てきましたけれども、確かあの市は、私の記憶違いでなければ、繰上げ充用ですか、予算の先食いを行っている自治体であるという理解を、私はしていたのですが、非常にレアケースなのではないかと思っています。こういうレアケースを対象にされるよりも、地道に着実に継続可能な健全な国保の財政を運営していくためにも、しっかりと、この6年間の計画の中で市民にどういう影響があるのかを目配りしながら、医療費の抑制をしっかりとやっていただきたいというように思っているところでございます。

話によると、ジェネリックと残薬問題に対してはかなり効果が上がっているように聞いているのですが、これについてはいかがでしょうか。

○青柳会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 ジェネリックにつきましては目標率70%を超えておりますので、

その部分ではかなり削減効果というものが見えております。また、適正受診・服薬推進につきましても、今年度は2年度目でございますけれども、初年度からそういった部分でもかなり服薬の量が減ったという形で、医療費についても大分削減ができていう形になってございます。ですから、今後もまたこういったところにより一層力を入れていきまして、医療費の適正化に努めていきたいと思っております。

○青柳会長 中島委員。

○中島委員 本当に延々と、市民の皆様からいただいた税金で一般会計から補填していくという形はあり得ないことだと、私は思っています。そういう意味でも、しっかりと、影響というのものも、目配りもするのですが、今、保険年金課長から報告があったように、医療費抑制政策の効果的な対策、これもしっかりとまた継承しながら、さらに効果が出るようにやっていただきたい、このことをしっかりと訴えさせてもらって、私から一言、意見とさせていただきます。

以上です。

(2) その他

○青柳会長 では、次に議題(2)その他に入ります。事務局から説明願います。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 それでは、前回、お配りさせていただきました八王子社会保障推進協議会の要望書の回答につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元には参考資料として、東京都予算編成に関する要望事項ということで、市長会を通じて要望した重点要望事項をお示しさせていただいてございます。

今回の要望書の中で、国保負担割合の引上げについてご質問いただいておりますけれども、国に対して、市長会を通じて、そういった内容の要望をしております。また、国保税の税率等につきましても、本市の国民健康保険運営協議会や市議会において議論していただいた上で、加入者の負担に配慮しながら改定について対応していくというご回答をさせていただいております。

また、子どもの均等割保険税の軽減につきましては、子育て世帯の負担軽減策の必要性を認識しておりますが、多子世帯の均等割額の軽減制度の創設を、国に対して、市長会を通じて要望してまいります、という形にしてございます。それから、子どもを含めた短期証については、早期の支援に繋がることを踏まえ、対面による納税相談の機会を確保し、

窓口での交付をしていると回答してございます。

なお、納税相談につきましては、平日に来庁できない方もいらっしゃいますので、毎週日曜日に納税相談窓口を開設して、来庁が困難な方については、状況に応じて、電話でも対応しているという形で回答してございます。

報告は以上でございます。

○青柳会長 事務局の説明が終わりました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらご発言願います。なお、ご発言の際は挙手をして、指名の後でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

引き続き、議題(2)その他のイ 令和元年台風第19号における対応について、事務局から説明願います。

○横溝保険年金課長 それでは次に、今回の台風第19号の対応についてでございますけれども、台風第19号により、10月12日に発災いたしまして、経過等について、このお配りした用紙で示させていただいてございます。対応といたしまして、厚生労働省に示されました財政支援の基準が、本市の要綱と減免規定の範囲を超える内容であったため、保険者有利の観点から、基準のほうを変えさせていただいて、「市長が特別の事情があると認める者(世帯)」というものに適用させていただいてございます。

それから、り災証明書を発行されている市民の方々へ、住民税と介護保険料、それから保険料、国保税の共通様式の申請書を作成いたしまして、チラシを11月18日に送付してございます。支援内容でございますけれども、別紙のチラシにございますとおり、医療機関の窓口における一部負担金については、国からの通知がチラシのとおりございましたので、このとおり周知しているところでございます。それとともに、国民健康保険税の減免につきましては、対象が(3)支援内容の②アにありますけれども、今のところり災証明書の発行を受けている方が40世帯ございまして、そのうち減免申請を受け付けたのがまだ4世帯でございますので、来る12月1日の日曜日と2日の月曜日、それぞれ被害が大きかった浅川と恩方の事務所で減免受付の出張相談を開催する予定になってございます。

なお、り災証明書の発行状況については、裏面上段に表で示させていただいているとおりでございます。

報告は以上でございます。

○青柳会長 事務局の説明が終わりました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらご発言願います。

西山委員。

○西山副会長 1点だけ、すみません。今回、40世帯の方々が対象、り災証明書を発行していて、そのうち、今、4世帯の減免申請を受け付けたということですが、40世帯と数が少ないので、全世帯にぜひ連絡をしていただいて、漏れがないように進めていただければと思います。これが例えば4千とか4万とかですとなかなか難しいですけども、これだけ少ない世帯なので、ぜひそのあたりは丁寧に対応していただくようお願いをいたします。

以上です。

○横溝保険年金課長 そのようにさせていただこうと考えてございます。

○青柳会長 他に質問がなければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

3. 閉会

○青柳会長 これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

[午後3時15分散会]